

環 保 第 1680 号
令和 3 年 9 月 3 日

株式会社タカハシ 代表取締役 高橋 義男 様

大阪府知事 吉村 洋文

株式会社タカハシ カレットセンター水走工場新設事業に係る環境影響評価
方法書に対する環境の保全の見地からの意見（申述）

令和 3 年 4 月 14 日付けで提出のあった標記方法書について、環境の保全の見地から検討した結果、方法書及び提出資料の記載内容は環境影響評価を行う方法として概ね妥当と考えられますが、より一層、環境の保全に配慮した事業計画となるようにという視点も加え、大阪府環境影響評価条例第 10 条第 1 項の規定により、別紙のとおり意見を申し述べます。

事業者においては、本意見を勘案するとともに、環境影響評価を実施する地域を管轄する東大阪市長から大阪府知事あてに提出された別添の意見についても併せて考慮し、より環境に配慮した事業計画となるよう具体化を図るとともに、適切に環境影響評価を実施してください。

1. 騒音・振動及び低周波音

- (1) 本事業は、深夜・早朝を含む 24 時間稼働とする計画であることから、施設の稼働に伴う騒音及び低周波音、事業関連車両の走行に伴う騒音及び振動について、生活環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全対策の実施内容についてさらに検討を加え、その結果を準備書に記載すること。
- (2) 施設の稼働に伴う騒音、振動及び低周波音について、事業計画地の西側に位置する住居についても現地調査及び予測を行うこと。
- (3) 予測地点に選定されている中高層住宅については、騒音及び低周波音の予測を中高層階についても行うこと。
- (4) 本事業計画は、既存の事業場から移設する設備があることから、施設の稼働に伴う騒音、振動及び低周波音について、既存の事業場において測定を実施し、その結果を考慮して適切な予測を行うこと。

2. 土壌汚染

事業計画地は工場等が集積する地域に位置していることを踏まえ、土壌汚染についての調査を「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3版）」（環境省、平成 31 年 3 月）に基づき適切に実施し、その結果を準備書に記載すること。